主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原審が、被上告人は民法九五条但書にいわゆる重大な過失なくして本件 売買契約を締結したものであるとした判断を非難するけれども、原審認定の事実関 係によれば、右の判断は正当であつて、論旨は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔